

改正後

目次

第二章 利用運送契約

第一節 利用運送の申込み及び引受け（第三条—第十一条）

第二節 貨物の受取及び引渡し（第十二条—第二十一条）

第三節 運賃及び料金（第二十二条—第二十八条）

第四節 事故及び指図（第二十九条—第三十二条）

第五節 責任（第三十三条—第四十二条）

第三章 附帯業務等（第四十三条—第四十七条）

（送状）

第九条 荷送人は、利用運送の申込みの際し、次に掲げる事項を記載した送状を一口ごとに交付しなければなりません。ただし、当社が必要がないと認めた事項については、記載する必要がありません。

一〜六 （略）

七 運賃、料金（第二十四条に規定する積込料及び取卸料、第二十五条に規定する待機時間料、第四十三条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、諸掛金、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額その他その支払に関する事項

八 （略）

イ （略）

ロ 第四十三条第一項に規定する附帯業務を委託するとき。

ハ （削る）

ハストト （略）

九 （略）

2|| 荷送人は、送状の交付に代えて、当社の承諾を得て、送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合にお

改正前

目次

第二章 利用運送契約

第一節 利用運送の申込み及び引受け（第三条—第十二条）

第二節 貨物の受取及び引渡し（第十三条—第二十四条）

第三節 運賃及び料金（第二十五条—第二十九条）

第四節 事故及び指図（第三十条—第三十三条）

第五節 責任（第三十四条—第四十三条）

第三章 附帯業務等（第四十四条—第四十八条）

（送状）

第九条 荷送人は、利用運送の申込みの際し、次に掲げる事項を記載した送状を一口ごとに提出しなければなりません。ただし、当社が必要がないと認めた事項については、記載する必要がありません。

一〜六 （略）

七 運賃、料金（第二十六条の二に規定する積込料及び取卸料、第二十六条の三に規定する待機時間料、第四十四条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、諸掛金、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額その他その支払に関する事項

八 （略）

イ （略）

ロ 第四十四条第一項に規定する附帯業務を委託するとき。

ハ 貨物引換証の交付を請求するとき。

ニ〜テ （略）

九 （略）

（新設）

いて、当該荷送人は、送状を交付したものとみなします。

(貴重品及び危険品についての特則)

第十条 荷送人は、貴重品については、前条第一項各号に掲げる事項のほか、当該貨物が貴重品である旨及び価額その他の必要な事項を送状に明記しなければなりません。

2 荷送人は、危険品については、前条第一項各号に掲げる事項のほか、当該貨物が危険品である旨を明告するとともに、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の安全な運送に必要な事項を送状に明記し、かつ、これらの事項を貨物の外部の見やすい箇所に表示しなければなりません。

3 (略)

(削る)

第十一条～第十五条 (略)

(貴重品及び危険品についての特則)

第十条 荷送人は、貴重品については、前条各号に掲げる事項のほか、当該貨物が貴重品である旨及び価額その他の必要な事項を送状に明記しなければなりません。

2 荷送人は、危険品については、前条各号に掲げる事項のほか、当該貨物が危険品である旨を明告するとともに、その旨及び性状その他必要な事項を送状に明記し、かつ、これらの事項を貨物の外部の見やすい箇所に表示しなければなりません。

3 (略)

(貨物引換証の発行)

第十一条 当社は、荷送人から貨物引換証の請求があったときは、貨物が次の各号に掲げるものである場合を除き、これを発行します。

一 貴重品及び危険品

二 生鮮食品等の損敗しやすいもの及び汚わい品

三 着駅で専用線入りとなるもの。

四 ばら積とするもの。

五 品代金の取立ての委託に応じたもの。

六 コンテナ扱いによるもの。

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる貨物であっても、当社が認めた場合には、貨物引換証を発行することがあります。

3 前二項の規定による貨物引換証の発行は、貨物の全部の引渡しを受けたのち、これを行います。

第十二条～第十六条 (略)

(貨物引換証が発行された貨物の引渡し)

(削る)

第十七条 当社は、貨物引換証を発行した貨物については、その証券と引換えてなければ当該貨物の引渡しをしません。

(削る)

(貨物引換証の喪失)

第十八条 当社が発行した貨物引換証の所持人が当該貨物引換証を喪失したときは、その者が公示催告の申立てをし、かつ、その貨物引換証の正当な権利者であることを示して相当の担保を提供したのちでなければ、当社は、当該貨物の引渡しをいたしません。

2 前項の担保は、除権判決の確定後、これを返還します。

(荷送人に対する指図の催告)

(荷送人に対する指図の催告)

第十六条 (略)

第十九条 (略)

2 当社は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく荷受人に対し相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過後、さらに荷送人に対し前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることができます。

一 (略)

一 (略)

二 荷受人が貨物の受取を拒み、又はその他の事由によりこれを受け取ることができないとき。

二 荷受人が貨物の受取を怠り、若しくは拒み、又はその他の事由により、これを受け取ることができないとき。

(着地において運賃、料金等の支払を受けるべき貨物の返還)

(着地において運賃、料金等の支払を受けるべき貨物の返還)

第十七条 (略)

第二十条 (略)

(引渡不能貨物の寄託と通知)

(引渡不能貨物の寄託と通知)

第十八条 (略)

第二十一条 (略)

2 当社は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人又は荷受人に通知します。

2 当社は、第一項の規定により貨物を寄託したときは、遅滞なくその旨を荷送人又は荷受人に通知します。

3 当社は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫証券の発行があったときは、その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。

3 当社は、第一項の規定により寄託をした場合において、倉庫証券の発行があったときは、その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。

4 当社は、第一項の費用の弁済を受けるまで倉荷証券を留置すること  
があります。

(引渡不能貨物の供託)

第十九条 当社は、荷受人を確知することができない場合又は第十六条  
第二項各号に掲げる場合には、その貨物を供託することがあります。

2 当社が前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく荷送人  
又は荷受人にその旨を通知します。

3 前二項の規定は、第十六条第二項各号に掲げる場合について準用し  
ます。この場合において、前項中「荷送人」とあるのは「荷送人及び  
荷受人」と読み替えるものとします。

(引渡不能貨物の競売)

第二十条 (略)

一五 (略)

2 当社は、第十六条第一項の指図を催告しても荷送人がその指図をし  
ないときは、その貨物を競売することがあります。ただし、損敗しや  
すい貨物は催告しなくても競売することがあります。

3 当社は、第十六条第二項の指図を催告しても荷送人がその指図をし  
ないときは、その貨物を競売することがあります。ただし、損敗しや  
すい貨物は催告しなくても競売することがあります。

4・5 (略)

(引渡不能貨物の任意売却)

第二十一条 当社は、荷受人を確知することができない場合又は第十六  
条第二項各号に掲げる場合において、貨物が損敗しやすいものであつ  
て、前条の手続をとるといふときは、荷送人又は荷受人の利益  
のために公正な第三者を立ち会わせて、当該貨物を売却することがあ  
ります。

4 当社は、第一項の費用の弁済を受けるまで倉庫証券を留置すること  
があります。

(引渡不能貨物の供託)

第二十二條 当社は、荷受人を確知することができない場合又は第十九  
条第二項各号に掲げる場合には、その貨物を供託することがあります。

2 当社が前項の規定により供託したときは、遅滞なく荷送人又は荷受  
人にその旨を通知します。

(新設)

(引渡不能貨物の競売)

第二十三条 (略)

一五 (略)

2 当社は、第十九条第一項の指図を催告しても荷送人がその指図をし  
ないときは、その貨物を競売することがあります。ただし、損敗しや  
すい貨物は催告しなくても競売することがあります。

3 当社は、第十九条第二項の指図を催告しても荷送人がその指図をし  
ないときは、その貨物を競売することがあります。ただし、損敗し  
やすい貨物は催告しなくても競売することがあります。

4・5 (略)

(引渡不能貨物の任意売却)

第二十四条 当社は、荷受人を確知することができない場合又は第十  
九条第二項各号に掲げる場合において、貨物が損敗しやすいもので  
あつて、前条の手続をとるといふときは、荷送人又は荷受人  
の利益のために公正な第三者を立ち会わせて、当該貨物を売却する  
ことがあります。

2 前項の規定による貨物の売却には、前条第四項及び第五項の規定を準用します。

第二十二條～第二十四條 (略)

(待機時間料)

第二十五條 当社は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は第四十三條第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当社が別に定める料金を收受します。

第二十六條 (略)

(運賃請求権)

第二十七條 当社は、貨物の全部又は一部が天災その他のやむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷が生じたとき又は当社が責任を負う事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等を請求しません。この場合において、当社は、既に運賃、料金等の全部又は一部を收受しているときは、これを払い戻します。

2 (略)

(特別費用)

第二十八條 (略)

一 (略)

二 第三十一條第一項の規定により荷送人の指図に応じたとき又は同条第二項の規定により運送経路又は運送方法を変更したとき。

三 (略)

2 前項の規定による売却には、前条第四項及び第五項の規定を準用します。

第二十五條～第二十六條の二 (略)

(待機時間料)

第二十六條の三 当社は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は第四十四條第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当社が別に定める料金を收受します。

第二十七條 (略)

(運賃請求権)

第二十八條 当社は、貨物の全部又は一部が天災その他のやむを得ない事由又は当社が責任を負う事由により滅失したときは、その運賃、料金等を請求しません。この場合において、当社は、既に運賃、料金等の全部又は一部を收受しているときは、これを払い戻します。

2 (略)

(特別費用)

第二十九條 (略)

一 (略)

二 第三十二條第一項の規定により荷送人の指図に応じたとき又は同条第二項の規定により運送経路又は運送方法を変更したとき。

三 (略)

(貨物の処分権)

第二十九条 荷送人は、当社に対して、利用運送の取消し、荷受人の変更、貨物の返送その他の処分を請求することができます。

2 前項の処分を請求しようとする者は、当社に対し書面による通知を行わなければなりません。

3 第一項に規定する荷送人の権利は、貨物が到達地に到着した場合において、荷受人が貨物の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、行使することができません。

4 (略)

5 前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第三十条 第三十二条 (略)

(損害賠償責任)

第三十三条 当社は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当社が、自己又はその使用人その他当社が運送を委託した者がその貨物の受取、集配、積卸し、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物の滅失、損傷については、当該貨物が次の要件を満たし、かつ、当社が運送に関する通常払うべき注意義務を尽したことを証明したときは、当社に対し損害賠償の請求をしようとする者は、当社又は当社の使用人その他利用運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

(貨物の処分権)

第三十条 荷送人又は貨物引換証の所持人は、当社に対して、利用運送の取消し、荷受人の変更、貨物の返送その他の処分を請求することができます。

2 前項の処分を請求しようとする者は、当社に対し書面による通知を行わなければなりません。この場合において、貨物引換証の所持人は、その証券を提示しなければなりません。

3 第一項に規定する荷送人の権利は、貨物が到達地に到達した後、荷受人がその引渡しを請求したときは消滅します。

4 (略)

5 前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人又は貨物引換証の所持人に通知します。

第三十一条 第三十三条 (略)

(損害賠償責任)

第三十四条 当社は、自己又はその使用人その他運送のために使用した者が貨物の受取、集配、積卸し、引渡し、保管及び運送に関する注意を怠らなかつたことを証明しない限り、貨物の滅失、き損、又は延着につき損害賠償責任を負います。

2 前項の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物の滅失、き損については、当該貨物が次の要件を満たし、かつ、当社が運送に関する通常払うべき注意義務を尽したことを証明したときは、当社に対し損害賠償の請求をしようとする者は、当社又は当社の使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

一・二 (略)

(貴重品についての特則)

第三十四条 当社は、第十条第三項に定める貴重品については、その種類及び価額の明告がないときは、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負いません。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しません。

一 利用運送契約の締結の当時、貨物が貴重品であることを当社が知っていたとき。

二 当社の故意又は重大な過失によって貴重品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

第三十五条・第三十六条 (略)

(免責)

第三十七条 当社は、次の事由による貨物の滅失、損傷又は延着については、損害賠償の責任を負いません。

一～六 (略)

(損害賠償額)

第三十八条 当社が責任を負う事由により貨物が滅失又は損傷した場合は、その引渡しが行われるべき地及び時における貨物の価額を限度として賠償します。

2 前項の場合において、滅失又は損傷のため支払うことを要しない運賃その他の費用は、賠償額より控除します。

3 第一項の場合において、貨物の価額又は損害額について争いがあるときは、公正な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。

4 (略)

一・二 (略)

(貴重品についての特則)

第三十五条 当社は、第十条第三項に定める貴重品については、その種類及び価額の明告がないときは、損害賠償の責任を負いません。

(新設)

第三十六条・第三十七条 (略)

(免責)

第三十八条 当社は、次の事由による貨物の滅失、き損又は延着については、損害賠償の責任を負いません。

一～六 (略)

(損害賠償額)

第三十九条 当社が責任を負う事由により貨物が滅失又はき損した場合は、貨物を引き渡した日又は引き渡すべきであった日の到達地の価額を限度として賠償します。

2 前項の場合において、滅失又はき損のため支払うことを要しない運賃その他の費用は、賠償額より控除します。

3 第一項の場合において、貨物の到達地の価額又は損害額について争いがあるときは、公正な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。

4 (略)

(悪意又は重大な過失)

第三十九条 当社は、前条の規定にかかわらず、当社の悪意又は重大な過失により貨物が滅失、損傷又は延着したときは、一切の損害を賠償します。

(削る)

(当社の責任の消滅)

第四十条 貨物の損傷又は一部滅失についての当社の責任は、荷受人が異議をとどめないで貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失があった場合において、荷受人が引渡しの日から二週間以内に当社に対してその旨の通知を發したときは、この限りではありません。

2 前項の規定は、貨物の引渡しの当時、当社がその貨物に損傷又は一部滅失があることを知っていたときは、適用しません。

3 荷送人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当社が行う場合において、当該貨物の利用運送に係る荷受人が貨物の引渡しの日から二週間以内に、荷送人に対して、貨物に直ちに発見すること

(悪意又は重大な過失)

第四十条 当社は、前条の規定にかかわらず、当社の悪意又は重大な過失により貨物が滅失、き損又は延着したときは、一切の損害を賠償します。

(時効)

第四十一条 当社の責任は、荷受人が貨物を受け取った日から一年を経過したときは、時効によって消滅します。

2 前項の期間は、貨物の全部滅失の場合には、その貨物を引き渡すべきであった日から起算します。

3 前二項の規定は、当社に悪意があった場合には適用しません。

(責任の特別消滅事由)

第四十二条 当社の責任は、荷受人が留保しないで貨物を受け取ったときは消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することができない損又は一部滅失があった場合において、荷受人が引渡しの日から十四日以内にその旨を当社に通告したときは、この限りではありません。

2 前項の規定は、当社に悪意があった場合には適用しません。

(新設)



のできない損傷又は一部滅失があつた旨の通知を發したときは、荷送人に対する当店の責任に係る第一項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

第四十一条 当社の責任は、貨物の引渡しがされた日（貨物の全部滅失

の場合にあつては、その引渡しがされるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。

2|| 前項の期間は、貨物の滅失、損傷又は延着による損害が発生した後

3|| に限り、合意により、延長することができます。  
荷送人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当社が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当社の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

第四十二条～第四十七条 （略）

（新設）

第四十三条～第四十八条 （略）